



第3節

地方公共団体の取組

地方公共団体の取組

- 都道府県のうち、34自治体が表彰制度を、44自治体が認定・認証・登録制度を実施。その内容は、企業における女性活用や子育て支援に関する取組を始め、生き活きと働ける職場づくりなど、多種多様。
- 企業や団体等に対する経済的支援については、育児支援に関する企業の取組を中心に、自治体ごとに様々な基準、支援方法により実施。都道府県では、融資制度・優遇金利設定は35自治体、公契約上の配慮は30自治体を実施。
- 企業の取組を支援するためのアドバイスの提供については、多くの都道府県（32自治体）や政令指定都市（8自治体）において、アドバイザーの派遣を行っている。アドバイスの内容としては、一般事業主行動計画の策定に係る支援、就業規則や育児・介護規定等の整備についての相談、各自治体の制度紹介と制度利用申請の支援など。

地方公共団体における仕事と生活の調和推進施策は、企業を対象とした表彰・認証制度、アドバイザー派遣、セミナー等の施策のほか、一般市民向けのセミナーやパンフレット等による理解促進などがあり、それぞれの地方の実情に即した展開がなされています。

また、子育て支援、男女共同参画、働く方たちの生活の向上といった各分野からの取組が行われています。

ここでは、平成21年度に都道府県・政令指定都市、中核市、23区が実施した取組を紹介します。

※調査実施期間は、平成21年12月～22年2月であるため、相模原市（平成22年4月に政令指定都市に移行）は中核市として計算しています。

詳細は… 内閣府仕事と生活の調和ポータルサイト
<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>

(1) 関係機関との連携・推進組織

当該地方公共団体と、主要経済団体、労働者代表、都道府県労働局などの関係機関と有識者などから構成される協議会や懇話会等を平成21年度において設置している都道府県は31、指定都市は10となっています。主な検討内容として挙げられたものは、関係機関相互の連携や協力の在り方について、共同宣言等の策定、理解促進の在り方について、好事例の収集・提供、取組の提言、目標設定、進捗状況の確認等があります。

【図表 2-3-1 関係機関との連携推進組織の設置状況】（複数回答）

	都道府県	政令指定都市	中核市	23区
1 平成22年度以降も継続予定	22	9	3	0
2 平成22年度以降は廃止予定	9	1	0	1
3 平成21年度中に設置予定	0	0	0	0
4 平成22年度に設置予定	1	4	2	0
5 予定なし	15	5	36	22
6 その他	2	0	0	0
計	49	19	41	23

【図表 2-3-2 庁外関係機関等との連携・推進組織の構成メンバー】(予定含む。複数回答)

	都道府県	政令市	中核市	23区
企業等使用者代表	30	11	3	1
労働者代表	32	11	3	0
都道府県労働局	30	10	3	0
教育関係者	17	3	0	1
保健医療関係者	4	2	0	0
マスコミ関係者	7	5	0	1
その他	27	10	2	1

(2) 推進企業・団体に対する表彰制度、登録・認定・認証制度

仕事と生活の調和推進企業・団体の登録・認定・認証制度は都道府県ではほとんどが、政令指定都市では3分の2が実施しています。

評価対象となる取組には、子育て・次世代育成

支援、女性活用・男女共同参画、いきいきと働ける職場づくりなどを目指した取組などがあります。

登録等の仕組みについては、企業からの申告・宣言によるもの、審査を経るものなどがあります。

【図表 2-3-3 推進企業・団体に対する表彰制度の状況】(平成21年10月末現在)

	都道府県	政令市	中核市	23区
実施中	34	11	13	2
未実施	13	7	27	21
計	47	18	41	23

※都道府県、政令市、23区については、内閣府男女共同参画局「国、地方公共団体等における男女共同参画関連表彰一覧」から作成。

【図表 2-3-4 推進企業・団体に対する登録・認定・認証制度の状況】(複数回答) ※中核市のみ表彰制度含む。

	都道府県	政令指定都市	中核市	23区
1 平成22年度以降も継続予定	52	11	14	5
2 平成22年度以降は廃止予定	1	0	0	0
3 平成21年度中に設ける予定	0	0	0	0
4 平成22年度に設ける予定	0	0	2	2
5 予定なし	3	7	25	16
6 その他	0	0	1	0
計	56	18	42	23

【事例1 足立区】

制度名称	主な内容
足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 [平成21年4月策定] 認定数：7企業・団体（平成22年4月現在）	【認定の要件】 ①仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいること。 （例） ・育児休業の充実や短時間勤務等、仕事と子育てを両立しやすい制度の整備 ・休業した従業員がスムーズに復帰できるための職場情報や能力開発の機会提供 など ②仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいること。 （例） ・介護休業の充実や短時間勤務等、仕事と介護を両立しやすい制度の整備 ・休業した従業員がスムーズに復帰できるための職場情報や能力開発の機会提供 など ③従業員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいること。 （例） ・ワーク・ライフ・バランスに関する部署や担当者の設置 ・業務の効率化や生産性向上等、会社一体での経営改革への取組 ・年休低取得率者の把握と取得勧奨 ・町会等地域活動や自己啓発等の休暇、一斉ノー残業デー等の導入 など 【認定企業へのサービス】 ・中小企業あっせん融資信用保証料補助 ・公契約上の配慮（施工能力審査型総合評価方式、プロポーザル方式における評価点加点） ・従業員の子どもの保育所・学童保育室入所における審査点加点 など 詳細は… http://www.city.adachi.tokyo.jp/009/d03100135.html

(3) 取組企業・団体に対する経済的支援

①助成制度等

仕事と生活の調和に取り組む企業・団体に対する助成制度等（自治体単独事業）については、都道府県、政令指定都市では3分の1程度が実施しています。また、中核市、23区については少ないものの、平成22年度に開始予定としているところもみられます。

奨励金・助成金等の支給の内容としては次のようなものがみられます。

- ・男性育児休業取得、短時間勤務制度利用、女性管理職登用等への奨励金
- ・育児休業・介護休業取得者の代替要員確保に係る費用への助成金
- ・再雇用への奨励金
- ・事業所内託児施設設置に係る助成金（共同設置促進を含む）
- ・企業内のWLB推進者設置や研修、社内規則の改定等の取組に係る助成金 など

【図表2-3-5 取組企業・団体に対する助成制度等の状況】（複数回答）

	都道府県	政令指定都市	中核市	23区
1 平成22年度以降も継続予定	19	5	1	7
2 平成22年度以降は廃止予定	4	0	1	0
3 平成21年度中に開始予定	0	0	0	0
4 平成22年度に開始予定	4	0	2	1
5 予定なし	29	13	37	17
6 その他	0	0	0	0
計	56	18	41	25

【事例2 兵庫県】

事業名称	要件・支給基準・支給単価
①育児・介護等離職者再雇用助成事業 〔平成21年12月開始〕	<p>①育児や介護等による離職者が、再び元の職場で継続的なキャリアアップができるよう、これらの離職者を再雇用した事業主に対して奨励金を支給する。</p> <p>○対象事業主：常時雇用する労働者が300人以下の事業主</p> <p>○支給要件：出産・育児・介護等を理由に離職した労働者を県内事業所において、正社員として、かつ離職時と同等の地位で再雇用したこと</p> <p>○支給額：500千円/人（短時間勤務正社員の場合は、250千円/人）</p>
②中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業 〔平成22年4月開始〕	<p>②育児休業・介護休業の取得を促進するとともに、休業者が職場復帰しやすい環境の整備を図るため、休業取得期間中の代替要員賃金相当の一定額までを中小事業主に対して助成する。</p> <p>○対象事業主：常時雇用する労働者が300人以下の事業主</p> <p>○支給要件：常時雇用する労働者20人以下の県内事業所において育児休業・介護休業取得者の代替要員を新たに確保し、休業者が原職に復帰すること</p> <p>○支給額：代替要員の賃金の1/2（上限1,000千円/人）</p> <p>詳細は… http://www.hyogo-wlb.jp</p>

②融資制度や優遇金利の設定

仕事と生活の調和に取り組む企業・団体に対する融資制度や優遇金利の設定については、都道府県では35の自治体で既に導入されており、取組が進んでいます。

融資制度や優遇金利は地元の商工中金や信用保証協会などの協力を得て行われており、利用要件

の例としては次のようなものが挙げられます。

- ・一般事業主行動計画の策定、届出
- ・WLB推進企業等としての表彰・認証・登録等を受けた企業であること
- ・企業における仕事と家庭の両立支援等を更に進めるための施策に必要な資金であることなど

【図表2-3-6 取組企業・団体に対する融資制度等の状況】（複数回答）

	都道府県	政令指定都市	中核市	23区
1 平成22年度以降も継続予定	44	2	3	7
2 平成22年度以降は廃止予定	0	0	0	0
3 平成21年度中に開始予定	0	0	0	0
4 平成22年度に開始予定	2	0	1	1
5 予定なし	9	16	38	15
6 その他	1	0	0	0
計	56	18	42	23

【事例3 広島市】

名称	要件・基準
男女共同参画・子育て支援資金（特別融資）〔平成20年4月開始〕	<p>【一般分：利率1.6%】 1年以上継続して同一事業を営んでいる市内中小企業者及び組合で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、次のいずれかの事業を行うもの</p> <p>ア 事業所内託児施設の新設・増改築 イ 事業所内託児施設の運営 ウ 育児休業者の代替要員の確保 エ 育児休業者の職場復帰を支援するための事業（パソコン整備、教育訓練等） オ 店舗等の子育てバリアフリー化 カ その他子育て支援を推進するための施設整備</p> <p>【特別分：利率1.3%】 1年以上継続して同一事業を営んでいる市内中小企業者及び組合で、広島市男女共同参画推進事業所顕彰事業又は広島市子育てに優しい事業所顕彰事業の表彰もしくはこれらに準ずる公的機関による表彰を受けた方</p> <p> http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/joseikin/joseikin01.html</p>

③公契約上の配慮

「公契約上の配慮」については、都道府県と政令指定都市において6～7割の自治体で取組がみられます。また、その内容については、主に以下の3種類が挙げられます。

- ・入札参加資格審査における加点
- ・物品調達における入札参加者の優先指名
- ・条件付一般競争入札

また、公契約上の配慮を受ける要件・基準については、次のようなものがあります。

- ・一般事業主行動計画の策定、届出
- ・WLB推進企業等としての表彰・認証・登録等を受けた企業であること
- ・法を上回る制度の就業規則等への定め
- ・女性活用への取組状況（管理職割合等）など

【図表2-3-7 公契約上の配慮の状況】（複数回答）

	都道府県	政令指定都市	中核市	23区
1 平成22年度以降も継続予定	41	11	5	2
2 平成22年度以降は廃止予定	0	0	0	0
3 平成21年度中に開始予定	0	0	0	3
4 平成22年度に開始予定	1	0	2	3
5 予定なし	13	7	33	17
6 その他	2	0	1	0
計	57	18	41	25

【事例 4 福島県】

名称	配慮の要件・基準
<p>「次世代育成支援企業認証制度」 (平成 17 年度～)</p>	<p>1. 「次世代育成支援企業認証制度」の概要 仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取組を行っている企業を認証する制度。 (1) 「子育て応援」中小企業認証 県下の中小企業を対象として、一般事業主行動計画を策定し、その計画に沿った取組を実践し、育児休業取得者等が生じたこと conditions を満たした企業を認証 (2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証 県下の企業を対象として、両立支援、パート労働者の公正な処遇、男女共同参画についての取組状況を点数化し、規定の点数以上の企業を認証</p> <p>2. 認証企業数（平成 21 年度第 4 四半期認証分まで） (1) 「子育て応援」部門 91 社 (2) 「仕事と生活の調和」部門 229 社</p> <p>3. 認証された企業に対する優遇措置 (1) 建設工事等入札参加資格審査において点数を加算 (主観点として「子育て応援」「仕事と生活の調和」それぞれ 10 点を加点) (2) 工事・測量等委託業務に導入される「総合評価方式」による入札において、認証の取得を評価項目の一つとする（「子育て応援」「仕事と生活の調和」それぞれ 0.5 点） (3) 県が行う物品調達において、優先的に指名又は選定 (4) 「成長産業育成資金」（中小企業対象の融資制度）の利用が可能 融資限度額：運転資金・設備資金 5,000 万円 融資利率：年利固定 2.0 %以内（保証料別途） 融資期間：10 年以内（うち据置期間 1 年以内） ※この他、県の制度資金全てにおいて、福島県信用保証協会の保証料率の 0.05 %割引</p> <p> http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14114</p>

(4) 仕事と生活の調和に関する個人向けの経済的支援

仕事と生活の調和に関して、個人に対する給付や貸付など直接的な経済的支援については、都道府県において 47 自治体中 21 自治体で実施されています。

制度の具体的内容としては、育児・介護休業制

度、短時間勤務制度等の利用者に対する生活資金の貸付や奨励金がほとんどであり、自治体内の居住年数や勤続年数、子どもの養育状況などに関する要件が課せられている場合が多くみられます。

【図表 2-3-8 個人向けの経済的支援の状況】（複数回答）

	都道府県	政令指定都市	中核市	23区
1 平成22年度以降も継続予定	22	1	1	0
2 平成22年度以降は廃止予定	0	0	0	0
3 平成21年度中に開始予定	0	0	0	0
4 平成22年度に開始予定	0	0	0	0
5 予定なし	26	17	40	23
6 その他	0	0	0	0
計	48	18	41	23

【事例5 佐賀県】

名称	要件・基準
佐賀県育児・介護休業促進資金 (九州労働金庫佐賀県本部との協調融資)〔平成5年4月開始〕	<p>○貸付対象</p> <p>(1) 県内に居住又は勤務している者で、1才に満たない子を養育するための育児休業若しくは1才から3才に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置又は介護休業を無給で取得しようとする者あるいは取得中の者。</p> <p>(2) 育児休業若しくは育児休業に準ずる措置又は介護休業を取得後、復職する者。</p> <p>○貸付限度額 100万円以内 育児休業月数×10万円以内 介護休業月数×30万円以内</p> <p>○貸付利率 2.00% (保証料率0.7%、1.2%)</p> <p>○貸付期間 6年以内 (休業期間中は据置可)</p> <p>詳細は… http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1076/sk-rouseiroumu/work-life-valance/work-life/kashitsuke.html</p>

(5) 仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対する専門的アドバイスの提供

仕事と生活の調和に取り組む企業や団体に対する専門的アドバイスの提供については、都道府県については47自治体中32自治体、政令指定都市は18自治体中8自治体が実施しています。

アドバイスの提供方法としては、「アドバイザー

の派遣」がほとんどです。

また、アドバイスの内容は、一般事業主行動計画の策定に係る支援、就業規則や育児・介護規定等の整備についての相談、各自治体の制度紹介と制度利用申請の支援などが挙げられます。

【図表 2-3-9 専門的アドバイスの提供の状況】（複数回答）

	都道府県	政令指定都市	中核市	23区
1 平成 22 年度以降も継続予定	34	8	0	5
2 平成 22 年度以降は廃止予定	1	0	0	0
3 平成 21 年度中に開始予定	0	0	0	0
4 平成 22 年度に開始予定	4	0	1	1
5 予定なし	11	10	40	18
6 その他	0	0	0	0
計	50	18	41	24